

交通環境対策アクションプラン

2016（平成28年度）



国土交通省

近畿運輸局
神戸運輸監理部

表紙の写真は平成27年度近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等局長表彰受賞者です

上段左： 近鉄グループホールディングス株式会社 あべのハルカス
上段右： 佐川急便株式会社 天然ガストラック
下 段： 姫路市 姫路駅前整備

目 次

まえがき	1
平成28年度環境行動計画の取り組み及び評価	2
I. 地球温暖化問題への取り組み	6
1. 自動車交通対策	6
(1) 低公害車の普及等	6
(2) 交通流対策	7
連続立体交差化事業の推進	
2. 環境負荷の小さい交通体系の構築	8
(1) 公共交通機関の利用促進	8
①公共交通の活性化・利用円滑化	
1) 地域公共交通の活性化・再構築に向けた取組の支援	
2) 訪日外国人旅行者の移動円滑化に向けた取組の支援	
②バリアフリー施策の推進	
1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化	
2) 基本構想策定支援	
3) バリアフリー教室の開催	
(2) モビリティ・マネジメントの推進	11
①モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進	
②エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）	
(3) グリーン物流の推進	12
①グリーン物流セミナー等の開催	
②改正物流総合効率化法の活用	
(4) 環境に優しい事業運営の推進	13
①運送事業者のグリーン経営の推進	
②ECO整備（点検・整備）の推進	
③自動車整備事業者等に対する顕彰	
(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰	14
(6) 出前講座等による啓発活動の推進	15
①出前講座等の実施	
1) 近畿運輸局の取り組み	
2) 神戸運輸監理部の取り組み	
②交通環境学習	
1) 近畿運輸局の取り組み	
2) 神戸運輸監理部の取り組み	
③エコドライブの啓発	
3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	17
改正省エネルギー法による省エネ対策の推進	
4. 節電に関する取り組み	17
節電の推進	

II. 大気汚染問題への取り組み	18
1. 環境対応トラック・バスの導入促進	18
普及啓発活動の推進	
2. 自動車NO _x ・PM法に基づく事業者指導の実施	18
3. 街頭検査及び黒煙通報制度	20
(1) 街頭検査の実施	20
(2) 迷惑黒煙通報制度の活用	20
4. 国道43号等の沿道における環境改善	21
(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施	21
(2) 迂回運行の要請	22
5. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の確実な実施	22
III. 循環型社会の形成に向けた取り組み	23
1. 自動車リサイクルの円滑な推進	23
(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施	23
(2) 自動車整備事業者における対応	23
2. FRP船リサイクル	24
FRP船リサイクルの推進	
IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	25
1. 海洋汚染問題への取り組み	25
①外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化	
②海洋汚染防止設備の立入検査の実施	
③廃油処理事業者への指導	
④油濁防止管理者養成講習の実施	
⑤入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等の実施	
2. プレジャーボート関係利用環境対策	26

まえがき

気候システムへの人間の影響は明らかであり、近年の人為的起源の温室効果ガス排出量は史上最高となっており、気候変動は、人間及び自然システムに広範囲にわたって影響を及ぼしてきました。

継続的な温室効果ガスの排出は、更なる温暖化と気候システムの全ての要素に長期にわたる変化をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じさせる可能性が高まっています。気候変動を抑制するには、温室効果ガスの排出を持続的に削減する必要があり、排出削減と適応を合わせて実施することによって、気候変動リスクを抑制することができます。

地球温暖化対策は、資源やエネルギーを効率良く利用する努力を行いながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直すことを迫るものであり、その意味で温室効果ガスの排出削減に関する法的な枠組みを定めた 1997 年の京都議定書の採択は転換点となるものです。

昨年 12 月にフランス・パリで開催された COP21 において、京都議定書に代わる新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の温暖化対策は再び大きく動こうとしています。

我が国においても、約束草案で示した 2030 年度に 2013 年度比 26.0%減とする削減目標に向けて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」が決定されました。

計画では、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

国土交通省では、2014 年 3 月に「環境行動計画（2014～2020）」を策定し、多様な施策展開に取り組み、「持続可能な社会」の実現に、省を挙げて貢献していく方針です。

このような状況の中、近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、関係自治体や関係団体等と連携し、温室効果ガス排出量削減を始めとした地球温暖化問題、そして大気汚染問題、循環型社会の形成、海洋汚染対策等、近畿地域における交通環境問題への対策に取り組んでまいります。

平成28年度 環境行動計画の取り組み及び評価

項 目	27 年 度 目 標
I. 地球温暖化問題への取り組み	1. 自動車交通対策 低公害車の普及・促進のため啓発活動の推進を図ります。 引き続き連続立体交差化事業の推進を行い、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。
	2. 環境負荷の小さい交通体系の構築 (1) 公共交通機関の利用促進 地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築及び地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組に対する総合的な支援を実施します。 バリアフリー新法に基づき、車両、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進めます。
	(2) モビリティ・マネジメントの推進 環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等モビリティ・マネジメント施策を推進します。 「エコ通勤」の推進に向けて、自治体や事業所の新規認証・普及啓発に取り組みます。
	(3) グリーン物流の推進 引き続き、「鉄道」、「フェリー」へのモーダルシフトを促進するため見学、講演及び相談会を組み入れたセミナーを開催し、環境負荷の低減事業に取り組みます。また、「国際物流戦略チーム」の後援を得ることで、より多くの荷主、物流事業者へセミナーを周知します。 平成27年度も2年間税制特例が延長されたので、引き続き「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化推進計画の認定及び普及に取り組み、認定件数の増加を目指します。 「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取り組みを継続して支援していきます。
	(4) 環境に優しい事業運営の推進 グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、物流関連事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。 ECO整備(点検・整備)の推進に取り組みます。 環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度に基づき、使用済み自動車の適正処理、CO2排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の普及促進などの環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等を表彰することにより、環境負荷軽減の啓発を図ります。 物流事業者を対象に環境対策セミナーを開催し、CO2排出量削減に向けた取組みの普及啓発を図ります。
	(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰 交通分野における環境対策の一層の推進を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し表彰を行います。
	(6) 出前講座等による啓発活動の推進 多くの学校から出前講座の依頼をして頂けるよう、教育委員会に対して働きかけを行います。 交通がもたらす環境への影響に対する理解等を深めるために、「交通環境学習」を開催します。 イベントやフェアにおいて、一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。

達成状況	28年度目標	参照頁
管内各地のイベントにて、普及啓発活動を実施しました。	低公害車の普及・促進のため啓発活動の推進を図ります。	6
山陽電鉄山陽明石・林崎松江海岸間及び阪急電鉄京都線東向日・桂間の連続立体交差化事業は高架に切り替わり、工事区間の踏切が除去されました。阪神本線住吉・芦屋間連続立体交差化事業については、下り線側が完成し、引き続き上り線の工事を実施中です。管内の計画された各路線の連続立体交差化事業は、一部で当初計画より遅れる見込みでありますが、概ね計画どおりに進捗しています。	引き続き連続立体交差化事業の推進を行い、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。	7
地域公共交通の確保・維持・改善のため、多様な関係者の議論を経て策定された、地域の特性・実情に応じた移動手段の提供、また、バリアフリー化や、より制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組（計画）に対して総合的に支援しました。	地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築及び地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組に対する総合的な支援を実施します。	8
	訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、鉄道駅等におけるインバウンド対応や、車両・移動経路・情報提供・交通サービス等に係るインバウンド対応の支援を行うための緊急対策を促進します。	9
近畿の鉄道駅、バスターミナルにおける段差の解消や鉄道駅における視覚障害者用ブロックの設置率は、全国平均を上回っていますが、鉄道車両や旅客船のバリアフリー化率は全国平均を下回る状況となっています。基本構想の策定・公表については、新たに4市からありました。また、1市の新規の基本構想策定推進協議会が設置開催、2市の協議会が継続開催され、それぞれ委員として参画しました。管内の小・中学校をはじめ、24箇所、2,127人に対して、公共交通機関の施設等を利用したバリアフリー教室を実施し、「心のバリアフリー」を推進しました。	バリアフリー新法に基づき、車両、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進めます。	10
「交通環境教室」などの機会を利用して、モビリティ・マネジメントの推進を図りました。	環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等モビリティ・マネジメント施策を推進します。	11
各種協議会の場を活用し、また、自治体、交通事業者等に出向いてエコ通勤の取組みのPRを行いました。その結果、新たに21事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証、登録を行いました。	「エコ通勤」の推進に向けて、自治体や事業所の新規認証・普及啓発に取り組みます。	11
「鉄道」、「フェリー」へのモーダルシフト促進を目的としたセミナーをそれぞれ開催し、鉄道、フェリーへのモーダルシフトの事例紹介や鉄道貨物駅ターミナル駅構内並びにフェリー船内の見学を通じて、多くの荷主企業や物流事業者の方にグリーン物流の必要性について理解を得ることができました。 ※参加状況 鉄道版90名 海上版85名（相談会内数41名）	引き続き、「鉄道」、「フェリー」へのモーダルシフトを促進するため見学、講演及び相談会を組み入れたセミナーを開催し、環境負荷の低減事業に取り組みます。また、「国際物流戦略チーム」の後援を得ることで、より多くの荷主、物流事業者にセミナーを周知します。	12
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化計画の認定を近畿運輸局として6件行い、事業の推進を図りました。 モーダルシフトを推進する協議会に対して補助する「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」を周知し、募集に努めました。 近畿運輸局からは、4件申請し、2件が認定され、補助金が交付されました。	モーダルシフトや共同配送をはじめとした多様な取り組みを後押しするために改正された物流総合効率化法（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律）を活用し、省力化された効率的な物流とCO2排出量の削減に取り組みます。	12
グリーン経営認証制度の説明会を年7回開催し、また、各種会議・イベント等の機会にパンフレットを配布して制度の普及を図りました。	グリーン経営講習会を開催するとともに、物流関連事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。	13
自動車点検整備推進運動において普及・啓発活動を行いました。 「点検整備の実施によるCO2削減の効果」 自動車点検整備推進運動強化月間である9～10月においてエコ整備などを説明する講習会を25回3,814人、マイカー相談4回27人、出前講座1回40人に対して実施することで自動車ユーザーに対する啓発を行いました。	Eco整備（点検・整備）の推進に取り組みます。	13
環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等100事業場を表彰しました。近畿運輸局ホームページで受賞事業場を公表しました。 【内訳】局長表彰：52事業場及び支局長等表彰：48事業場	環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度に基づき、使用済み自動車の適正処理、CO2排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の普及促進などの環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等を表彰することにより、環境負荷軽減の啓発を図ります。	14
物流事業者に広く環境保全活動に取り組んでいただくことを目的に、先進的な取組事例や支援を紹介しました。		-
3事業者を表彰し、取組事例を一般に公表することにより、交通関係における環境対策の進展を図ることができました。	交通分野における環境対策の一層の推進を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し表彰を行います。	14
小・中学校をはじめ、一般も含めて24回の出前講座を実施しました。また、滋賀県主催の「学校支援メニューフェア」に出展し、宣伝活動を行いました。	多くの学校から出前講座の依頼をして頂けるよう、教育委員会に対して働きかけを行います。	15
小学生及びその保護者を対象とした交通環境教室を開催し、交通を取り巻く環境問題や電車・バス等の環境負荷の小さい交通体系について理解してもらうことができました。大学生などを対象に、「交通環境学習」を開催し、地球環境にやさしい交通について理解・認識を深め、環境対策を啓発することができました。	交通がもたらす環境への影響に対する理解等を深めるために、「交通環境学習」を開催します。	16
各種イベントにおいて、啓発チラシを配布しエコドライブの啓発を行いました。	イベントやフェアにおいて、一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。	17

項 目		27 年度 目 標
	3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者の省エネに向けた取組状況を調査するとともに、その取組内容を事業者間で共有し省エネ措置の確実な実施を図っていきます。
	4. 節電に関する取り組み	現在定着している節電の取組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう節電の取り組みを要請します。
Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み	1. 環境対応トラック・バスの導入促進	2つの地域部会(「関空クリーン物流プロジェクト」「京都物流グリーン化プロジェクト」)の継続開催、自治体等が開催する環境関係活動への参画など、環境対応車両の導入を促し、物流のグリーン化を目指します。
	2. 自動車NOx・PM法に基づく事業者指導の実施	未提出事業者に提出を促し、提出率を向上させるとともに、事業者からの問い合わせに対し、的確に対応し、より正確な統計データとなるよう努めます。
	3. 街頭検査及び黒煙通報制度	整備不良車及び不正改造車の排除のため街頭検査を積極的に実施、検査目標台数は、13,800台とします。
	4. 国道43号等の沿道における環境改善	尼崎地区ディーゼル車排ガススクリーンキャンペーンとして街頭検査を計画し取り組んでいきます。また、阪神高速湾岸線への迂回運行の要請や幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組みを実施します。
	5. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の確実な実施	外国船舶に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づき適正な検査を実施します。
Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み	1. 自動車リサイクルの円滑な推進	自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めます。また、自動車整備におけるリサイクル部品の普及促進等を図ります。
	2. FRP船リサイクル	各自治体や関連団体等と協力し、放置艇0隻という目標を達成出来るよう目指し、関西地区廃船処理協議会等を通じて周知し、FRP船リサイクルシステムの活用を促進します。
Ⅳ. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	1. 海洋汚染問題への取り組み	外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化を図ります。
		海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の立入検査を実施します。
		廃油処理事業者に對し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導します。
		船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。
		船舶油濁損害賠償保障法に基づき、入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等を実施します。
	2. プレジャーボート関係利用環境対策	関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、プレジャーボート等の利用適正化に向け関係者との意見・情報交換を行い、また、「淀川ゲレンデ」等、水上バイク(PWC)の水域利用に関するルール、マナー啓発のための活動を支援します。

達成状況	28年度目標	参照頁
特定輸送事業者5社に対し省エネ対策の実態調査を実施しました。今後も、取組内容を事業者間で共有することにより省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者の省エネに向けた取組状況を調査するとともに、その取組内容を事業者間で共有し省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	17
夏季・冬季の電力需給対策及び省エネルギー対策について、数値目標を設定しない無理のない形での節電の取組み要請を関係団体等にお願しました。	現在定着している節電の取組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう節電の取り組みを要請します。	17
平成27年12月にメーカー車である天然ガストラックの投入が発表されたことを捉え、平成28年3月に京都府において「京都物流グリーン化プロジェクト」における物流フォーラムを開催しました。また、平成27年10月に滋賀県、11月には兵庫県において、環境対応車普及啓発セミナーを開催しています。	自治体、トラック協会等が開催する環境関係活動への参画など、環境対応車両の導入を促し、物流のグリーン化を目指します。	18
未提出事業者に督促するとともに、指導を行いました。	未提出事業者に提出を促し、提出率を向上させるとともに、事業者からの問い合わせに対し、的確に対応し、より正確な統計データとなるよう努めます。	18
街頭検査の充実・強化を図ったところ、検査目標台数13,800台に対して16,461台の検査を実施しました。	整備不良車及び不正改造車の排除のため街頭検査を積極的に実施、検査目標台数は、13,900台とします。	20
毎月2回の街頭検査を計画し、8回、84台に対し街頭検査を実施しました。また、交通需要縮減キャンペーンを実施し、トラック事業者等に阪神高速湾岸線への迂回要請を行いました。	尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンとして街頭検査を計画し取り組んでいきます。また、阪神高速湾岸線への迂回運行の要請や幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組みを実施します。	21
898隻の外国船舶に対してポートステートコントロール(PSC)を実施し、16件の欠陥を指摘し改善指導を行いました。(近畿運輸局475隻、内改善指導6隻)(神戸運輸監理部423隻、内改善指導10隻)	外国船舶に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づき適正な検査を実施します。	22
不法投棄や不適正保管されている自動車は平成16年の約22万台から平成27年末には7.2千台以下に減少するなど、適正な解体処理が進んでいると思われます。また、年間350万台の使用済み自動車は適正に処理され、自動車自体の再資源化率は99%程度まで向上するなど、リサイクル部品の利用促進も進んでいます。	自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めます。また、自動車整備におけるリサイクル部品の普及促進等を図ります。	23
地方自治体及び関係各機関を集め、関西地区廃船処理協議会を開催し、情報共有・意見交換を実施しました。また、地方自治体のFRP船リサイクルシステム活用を促進するため、協力依頼文書を発出しました。一般ユーザーを対象にした周知活動では、各種ポートショー等イベントにおいてパンフレットを配布し、地方自治体ホームページへの掲載、窓口での周知広報物の配置を依頼しました。	放置艇0隻を目指して、関西地区廃船処理協議会の開催によって各自治体や関連団体等と協力し、FRP船リサイクルシステムの活用を促進します。廃船処理隻数の少ない地区を対象に、実態調査を行います。また、管内の「海の駅」に対し、案内所等における同システムに関するパンフレットの配布を依頼します。	24
強化重点を絞ったポートステートコントロールを実施した結果、欠陥の指摘及び是正指導隻数が多くあり海洋汚染の防止を図ることができました。実施隻数：898隻(近畿運輸局475隻、神戸運輸監理部423隻)	外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化を図ります。	25
内航船に立ち入り、設備の保守・点検、廃油の処理・管理状況について検査を実施しました。立入検査数：90隻(近畿運輸局48隻、神戸運輸監理部42隻)	海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の立入検査を実施します。	25
全廃油処理事業者に立入検査を実施し、点検指導を行いました。立入検査数：15者(近畿運輸局10者、神戸運輸監理部5者)	廃油処理事業者に立入検査を実施し、廃油処理施設への立入等により、廃油の適正な処理が行われるよう指導します。	25
神戸運輸監理部において、油濁防止管理者養成講習を実施しました。講習修了者：16名	船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。	26
船舶油濁損害賠償保障法への適合性を確認するとともに、立入検査等を実施し保障契約証明書等を備置していない船舶に対して行政命令を発出しました。立入隻数：899隻(近畿運輸局483隻、神戸運輸監理部416隻)	船舶油濁損害賠償保障法に基づき、入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等を実施します。	26
関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、プレジャーボート及び水上バイク等の利用に関する意見・情報の交換を行いました。水上バイクの水域利用として実施している淀川ゲレンデの利用者が1146隻と昨年度より67隻増加し、まずまずの利用実績があり、大きな事故等のトラブルもなく開催され、ルール、マナー啓発が行えました。	関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、プレジャーボート等の利用適正化に向け関係者との意見・情報交換を行い、また、「淀川ゲレンデ」等、水上バイク(PWC)の水域利用に関するルール、マナー啓発のための活動を支援します。	26

I. 地球温暖化問題への取り組み

I. 地球温暖化問題への取り組み

日本の二酸化炭素排出量(12億6,500万トン、2014年度)のうち、運輸部門からの排出量は17.2%、自動車全体では運輸部門の86.0%(日本全体の14.7%)、うち、旅客自動車が運輸部門の50.8%(日本全体の8.7%)、貨物自動車が運輸部門の35.1%(日本全体の6.0%)を排出しています。

このため、自動車グリーン税制の活用等により、低公害車の普及促進を図るとともに、公共交通機関の利用促進及びモーダルシフト、物流の効率化等の施策の推進により、環境負荷の小さい交通体系の構築を目指す一方、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づき、エネルギー使用の合理化を図ります。

また、平成25年1月1日に施行された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、船舶からの二酸化炭素排出の抑制を図ります。

1. 自動車交通対策

(1) 低公害車の普及等

＜近畿地区における低公害車の導入＞

平成13年7月に経済産業省、国土交通省、環境省の3省により「低公害車開発普及アクションプラン」が策定され、近畿地域における全般的な低公害車の導入促進を図るため、国、地方自治体、関係団体、及び産業界が連携し種々取り組みを行ってまいりました。

今後も引き続き、国、地方自治体、関連団体等の既存の協議会を活用し、低公害車の普及・啓発活動、導入促進を図るとともに、自治体等の開催する環境啓発イベントに積極的に参画し、各種ツールにより低公害車を広く一般にPRしていきます。



近畿での低公害燃料車保有状況

(平成27年3月31日現在)

府 県	ハイブリッド [※]	プラグイン ハイブリッド [※]	電気	燃料 電池	CNG	メタノール	合 計
滋 賀	57,585	576	652		61		58,874
京 都	81,690	931	833		560		84,014
大 阪	258,897	1,646	2,141	8	2,898		265,590
奈 良	52,220	472	375		135		53,202
和歌山	34,469	280	458		67	1	35,275
兵 庫	191,213	1,769	2,371	5	861		196,219
合 計	676,074	5,674	6,830	13	4,582	1	693,174

(一財)自動車検査登録情報協会HPより

I. 地球温暖化問題への取り組み

(2) 交通流対策

連続立体交差化事業の推進

今後も連続立体交差化事業による踏切の除去及び歩道拡幅による歩行者の安全対策を図る等、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。

連続立体交差化事業予定路線一覧

平成 28 年 3 月 31 日現在

路 線 名	事 業 区 間		除去予定 踏切数	完成年度
	区 間 名	キロ数		
南海 本線 高師浜線 本線	浜寺公園～北助松	2. 9km	13 箇所	平成 31 年度
	羽衣～伽羅橋	0. 9km	—	平成 31 年度
	石津川～羽衣	2. 7km	7 箇所	平成 40 年度
阪急 京都線 千里線 京都線	南方～上新庄	3. 3km	6 箇所	平成 39 年度
	天神橋筋六丁目～吹田	3. 8km	11 箇所	平成 39 年度
	東向日～桂	2. 0km	3 箇所	平成 28 年度
阪神 本線 本線	住吉～芦屋	4. 0km	11 箇所	平成 34 年度
	甲子園～武庫川	1. 9km	6 箇所	平成 30 年度
山陽 本線	山陽明石～林崎松江海岸	1. 9km	9 箇所	平成 28 年度
J R 西日本 阪和線 関西線	下松～東貝塚 (事業は高架化工事)	2. 1km	7 箇所	平成 30 年度
	奈良～郡山	1. 9km	4 箇所	平成 38 年度

I. 地球温暖化問題への取り組み

2. 環境負荷の小さい交通体系の構築

(1) 公共交通機関の利用促進

公共交通は、自家用自動車と比べて二酸化炭素の排出量が少なく環境負荷が小さいことから、自家用自動車への過度な依存を見直し、公共交通と自家用自動車との適切な役割分担によって環境負荷の低減を図るため、公共交通の利用促進を図る取り組みを推進します。

① 公共交通の活性化・利用円滑化

地域再生の推進、急速な人口減少・高齢社会の到来、地球規模の環境問題といった我が国の主要な課題に的確に対応するとともに、公共交通の維持、利便性向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取り組みに対する総合的な支援を実施します。

また、訪日外国人旅行者の急増により発生している課題を解決するため、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進する取り組みに対する支援を実施します。

1) 地域公共交通の活性化・再構築に向けた取組の支援

平成27年度に引き続き、交通に係る環境への負荷の低減等を図るための基盤となる地域における公共交通網の形成の促進の観点から、地域公共交通確保維持改善事業など支援制度活用等を通じ、交通不便地域の移動確保を目的とした陸上交通や離島航路の確保維持のほか、ノンステップバス導入、ターミナルのバリアフリー化、LRT・BRTの導入、地域鉄道の安全確保、地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査及び計画に基づく利用促進等の取組みに対し支援を行います。

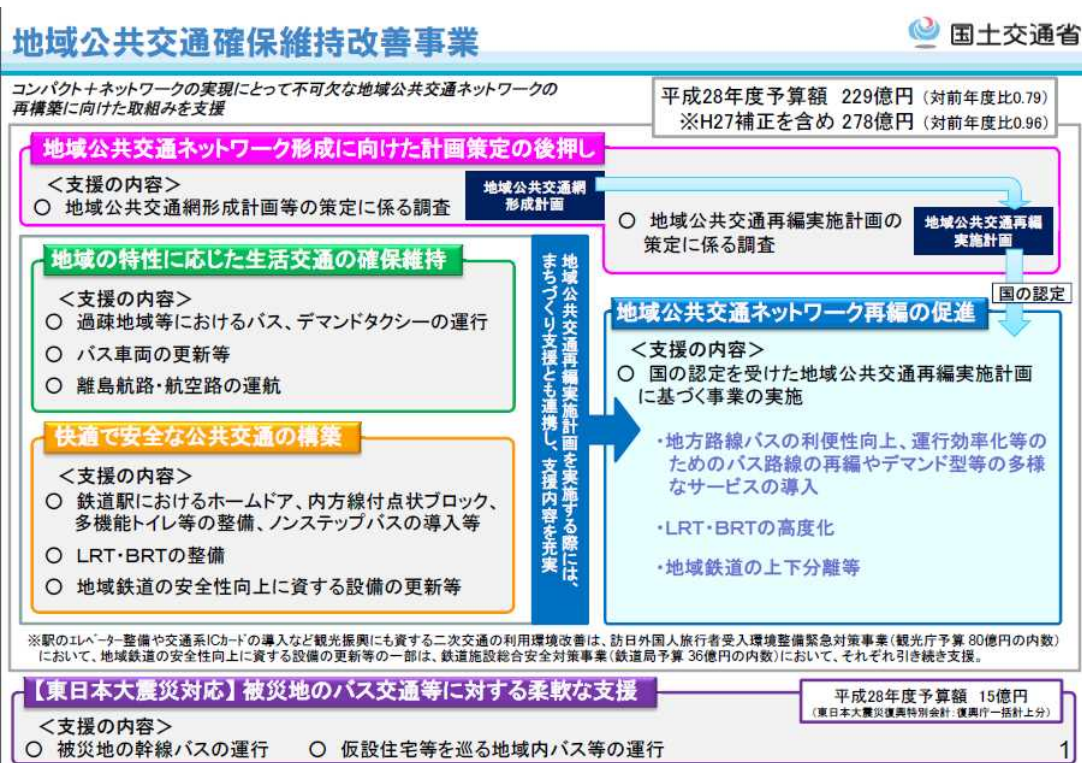
*LRT：（次世代路面電車）低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム

*BRT：（バス高速輸送システム）専用走行路を走行し、近代的な駅、ハイテク車両による高速サービス

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付件数（27年度実績）

陸上交通	幹線系統	24事業者	151系統
	フィーダー系統	46地域	405系統
離島航路	運営費等	1地域	2系統
バリアフリー化	鉄道		40件
	バス		15件
	タクシー		28件
	旅客船		1件
利用環境改善			23件
鉄軌道安全輸送整備等整備			12件
地域公共交通調査事業（計画策定）			7件
地域公共交通調査事業（計画推進）			4件

I. 地球温暖化問題への取り組み



2) 訪日外国人旅行者の移動円滑化に向けた取組の支援

訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、鉄道駅等におけるインバウンド対応や、車両・移動経路・情報提供・交通サービス等に係るインバウンド対応の支援を行うための緊急対策を促進します。

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（二次交通対策）



「次の時代」に向けた質の高い観光立国を推進するためには、二次交通対策をはじめとする外国人受入環境整備が必要。

具体的な取組み

「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」で議論された受入環境整備の課題

国交省の「地方ブロック別連絡会」において整理した地域における受入環境整備の課題

平成28年度予算で課題解決し、大きく前進させる。

二次交通対策

(1) 空港、港、鉄道駅、バスターミナル等のインバウンド対応の支援

■デジタルサイネージの設置



■空港、駅等におけるWi-Fi環境整備



■手ぶら観光の推進



■企画乗車券の企画・開発支援



(2) 車両・移動経路・情報提供・交通サービス等に係るインバウンド対応の支援

■多言語バスロケーションシステムの設置



■エレベーター・スロープ等の設置



■全国主要エリアで利用可能な交通系ICカードの導入



■インバウンド対応型鉄道車両の整備



I. 地球温暖化問題への取り組み

② バリアフリー施策の推進

バリアフリー法に基づき、車両、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを引き続き進めます。

1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化

公共交通事業者による鉄軌道駅等の旅客施設、バス車両等のバリアフリー化をより一層推進します。

2) 基本構想策定支援

市町村における基本構想策定協議会への参画、基本構想作成セミナー開催等により、基本構想策定を積極的に支援する取り組みを引き続き進めます。

3) バリアフリー教室の開催

高齢者・障がい者等の擬似体験、介助体験等を通じて、お年寄りやお身体の不自由な方をサポートする「心のバリアフリー」を広げるため、近畿2府4県で公共交通機関の施設等を利用してバリアフリー教室を開催します。

I. 地球温暖化問題への取り組み

(2) モビリティ・マネジメントの推進

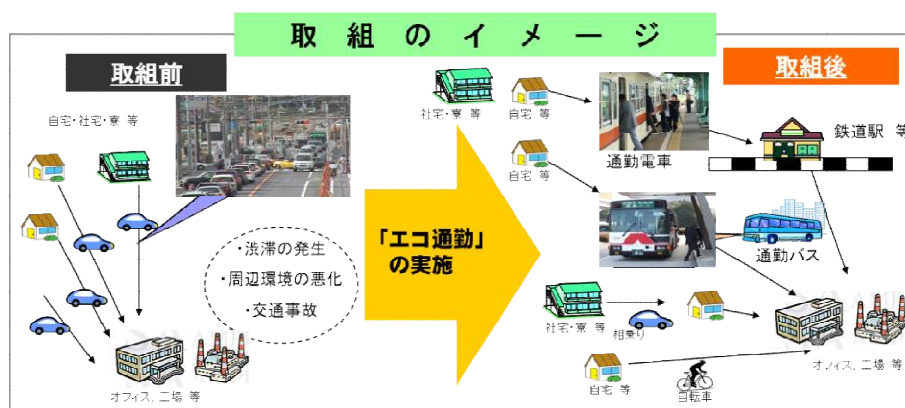
① モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等、MM施策に係る期待は大きくなっています。今後、新たにMM施策を検討しようとする自治体等が増加すると考えられることから、自治体等からの取組事例報告等情報交換を行うことにより、より効果的な施策が展開できるよう支援を行います。

*モビリティ・マネジメント（MM）とは、一人一人のモビリティ（移動）が社会にも個人にも望ましい方向に、自発的に変化することを促す取り組みです。

② エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換を図る「エコ通勤」の推進に向けて、自治体及び事業所を積極的に支援するとともに、平成21年6月に創設した「エコ通勤優良事業所認証制度」の普及啓発に取り組みます。



近畿管内府県別エコ通勤認証事業所数（平成28年3月31日現在）

滋 賀	29事業所
京 都	24事業所
大 阪	37事業所
兵 庫	9事業所
奈 良	2事業所
和歌山	1事業所
近畿圏内	103事業所
全 国	644事業所



I. 地球温暖化問題への取り組み

(3) グリーン物流の推進

物流分野における環境負荷を低減させるため、以下の施策を推進します。

① グリーン物流セミナー等の開催

関係団体、フェリー船社、鉄道事業者等と連携しモーダルシフトの事例紹介、参加企業とフェリー船社等の意見交換会や相談会を組み入れたグリーン物流セミナーを開催します。

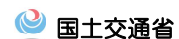
「関西グリーン物流パートナーシップ会議」や「グリーン物流セミナー」を通して、荷主企業やフォワーダー、トラック事業者等物流事業者に対し、鉄道やフェリー・RORO船（自走によりトレーラーなどの車両を船内の車両甲板へ搭載・固縛できる構造の専用貨物船）利用の環境面での優位性をPRするとともに、環境負荷の軽減に効果のある事業の推進に取り組みます。



② 改正物流総合効率化法の活用

倉庫等の物流施設の整備を中核として流通業務を総合的・効率的に進める事業を支援してきた物流総合効率化法（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律）が、モーダルシフトや共同配送をはじめとした多様な取り組みを後押しするため改正されました。同法を活用し、省力化された効率的な物流とCO₂排出量の大幅な削減を目指します。

物流総合効率化法の改正【2016年5月2日成立、13日公布】



1. 背景

物流分野においては、労働力の中高年齢層への依存度が高く、今後深刻な人手不足に陥る危惧的な状況に直面している（50歳以上のトラックドライバー：35%、内航海運船員：56%）。

一方、ネット通販の拡大等による荷主・消費者ニーズが高度・多様化し小口貨物が増加した結果、トラックの稼働率が5割を切っている。

このような状況に鑑み、我が国の経済活動及び国民生活を支えている流通業務の生産性を向上させるため、物流事業者や荷主等、関係者が連携して物流ネットワーク全体の効率化を更に進めることが必要である。

そこで、平成17年の制定以来、「特定流通業務施設」（一定の規模及び機能を有する物流施設）の施設整備による流通業務の総合的・効率的な事業を支援してきた「物流総合効率化法」（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律）を抜本改正し、人手不足への対応を図るため、効率化支援策を「施設整備」から「連携」によるものへ転換した。2以上の者の連携を前提に、支援の裾野を広げ、モーダルシフト（トラックから鉄道・船舶への輸送手段の転換）や共同配送をはじめとした多様な取り組みを支援するための改正を行った。

2. 改正物流総合効率化法の概要

(1) 法目的の追加

「流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることへの対応を図るものである」旨追加。

(2) 支援対象の変更・拡大（流通業務総合効率化事業の要件変更）
「流通業務総合効率化事業」の支援対象を「特定流通業務施設」を中核とする条件から、2以上の者が連携して行うものに限るとともに、多様な取組みへと拡大。

(3) ワンストップ手続きの拡充

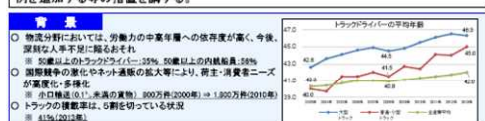
同法の認定を受けた事業のうち、海上運送法、鉄道事業法等の許可等を受けなければならないものについて、関係法律の許可等を受けたものとみなす等、行政手続きの特例を追加。

●流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

（物流総合効率化法の一部改正）

<予算関連法律案>

最近における物資の流通をめぐる経済的社会的環境の変化を踏まえ、流通業務総合効率化事業について2以上の者が連携して行うものに限ることとともに、総合効率化計画が主務大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関し、海上運送法等の特例を追加する等の措置を講ずる。



改正案の概要

○ 物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提に、多様な取組みへと対象を拡大。



総合効率化計画（2以上の者が連携して作成）
大臣認定
認定事業に対する支援策
(1) 関連施設及び設備に対する税制上の特例【平成28年度税制改正案】
(2) 計画策定経費等に対する補助【平成28年度予算案】
(3) 事業開始に必要な行政手続の一括化等の関係法律の特例等【トラック事業法及び関係法律】

我が国の経済活動及び国民生活を支える流通業務の生産性を向上

I. 地球温暖化問題への取り組み

(4) 環境に優しい事業運営の推進

① 運送事業者のグリーン経営の推進

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。

各業種にわたり、グリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努めます。

近畿管内グリーン経営認証事業所数

平成 28 年 3 月 31 日現在

	トラック	バス	タクシー	旅客船	内航海運	港湾運送	倉庫
事業所	772	47	34	2	8	33	137



② E C O 整備（点検・整備）の推進

「点検整備の実施によるCO₂削減の効果」

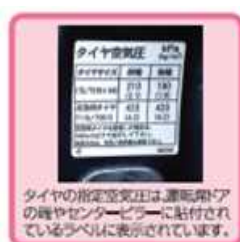
自動車の点検整備項目にある、「エンジン・オイル及びオイル・フィルタ交換」、「エア・クリーナ・エレメント交換」、「タイヤ空気圧調整」の3項目を常日頃からチェックすることで、2%程度の燃費改善効果が確認されていることから、点検整備の確実な実施がCO₂削減に貢献することを、自動車点検整備推進運動において普及・啓発を行います。



エンジン・
オイル及び
オイル・フィル
タ交換



エア・クリー
ナ・エレメント
交換



タイヤ
空気圧調整

I. 地球温暖化問題への取り組み

③ 自動車整備事業者等に対する顕彰

環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度に基づき、使用済み自動車の適正処理、CO₂排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の普及促進などの環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者を表彰することにより、環境負荷軽減の啓発を図ります。

平成27年度 環境保全優良自動車関連事業場等顕彰事業所数

局長表彰	52事業場
支局長表彰	48事業場
合計	100事業場

(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰

交通分野における環境対策の一層の進展を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行います。

平成27年度交通関係環境保全優良事業者等局長表彰
近畿運輸局

受賞者：近鉄グループホールディングス株式会社
佐川急便株式会社
姫路市



表彰式



記念講演

I. 地球温暖化問題への取り組み

(6) 出前講座等による啓発活動の推進

① 出前講座等の実施

これまでの出前講座等の取り組みを継続するとともに、より多くの学校から出前講座等の依頼をいただけるよう、教育委員会等に対して働きかけを行います。

1) 近畿運輸局の取り組み

平成 27 年度出前講座実績

小学校	4 校	297 名
中学校	5 校	306 名
高等学校	1 校	15 名
専門学校	2 校	128 名
その他	2 件	39 名

平成 27 年度施設見学・体験等実績

12 件	243 名
------	-------



2) 神戸運輸監理部の取り組み

平成 27 年度出前講座実績

小学校	7 校	562 名
中学校	2 校	362 名
その他	1 件	37 名

平成 27 年度施設見学・体験等実績

11 件	274 名
------	-------



I. 地球温暖化問題への取り組み

② 交通環境学習

次世代において環境問題の解決の担い手となる若年層に、交通がもたらす環境への影響や環境負荷の小さい交通体系等について認識を深めてもらえるよう、交通運輸部門に係る環境対策の啓発に取り組みます。

1) 近畿運輸局の取り組み

平成27年度実績

H27. 8. 21 河内長野市内在住の小学生とその保護者約50 名

「1日交通かんきょう教室～これからはもっと楽しくバス・電車～」



2) 神戸運輸監理部の取り組み

平成 27 年度実績

H27. 11. 28 神戸市 大学生など 26 名

「物流分野における環境問題について考える交通環境教育プログラム」



I. 地球温暖化問題への取り組み

③ エコドライブの啓発

イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。

エコドライブ 10 のすすめ

- 1 ふんわりアクセル「e スタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう

エコドライブ 10 のすすめ

エコドライブとは、燃費消費量やCO₂排出量を減らし、交通事故防止につなげる「賢い運転」や「心がけ」です。またエコドライブは、交通公害の軽減にもつながります。

※燃費消費が少ない運転は、自然環境や社会環境にやさしいだけでなく、運転者自身でも燃費を減らす効果があります。さらに安全運転につながります。同時に安全運転を促すこともエコドライブの目的です。

エコドライブは、前記でも述べているように、安全運転と密接な関係があります。ぜひ覚えておきましょう。エコドライブ。

1 ふんわりアクセル「e スタート」

加速するときは、緩やかにアクセルを踏んで加速しましょう。1秒あたり約20%の燃費が削減されます。また、1秒あたり約20%の燃費が削減されます。また、1秒あたり約20%の燃費が削減されます。

2 車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転

渋滞は、燃費の無駄遣いを招きます。車間距離にゆとりを持って運転しましょう。また、1秒あたり約20%の燃費が削減されます。

3 減速時は早めにアクセルを離そう

加速するときは、緩やかにアクセルを踏んで加速しましょう。1秒あたり約20%の燃費が削減されます。また、1秒あたり約20%の燃費が削減されます。

4 エアコンの使用は適切に

夏の暑い時期は、エアコンの使用は適切にしましょう。また、1秒あたり約20%の燃費が削減されます。

5 ムダなアイドリングはやめよう

アイドリングは、燃費の無駄遣いを招きます。アイドリングは、燃費の無駄遣いを招きます。アイドリングは、燃費の無駄遣いを招きます。

6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

渋滞は、燃費の無駄遣いを招きます。渋滞は、燃費の無駄遣いを招きます。渋滞は、燃費の無駄遣いを招きます。

7 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧は、燃費の無駄遣いを招きます。タイヤの空気圧は、燃費の無駄遣いを招きます。タイヤの空気圧は、燃費の無駄遣いを招きます。

8 不要な荷物はおろそう

不要な荷物は、燃費の無駄遣いを招きます。不要な荷物は、燃費の無駄遣いを招きます。不要な荷物は、燃費の無駄遣いを招きます。

9 走行の妨げとなる駐車はやめよう

走行の妨げとなる駐車は、燃費の無駄遣いを招きます。走行の妨げとなる駐車は、燃費の無駄遣いを招きます。走行の妨げとなる駐車は、燃費の無駄遣いを招きます。

10 自分の燃費を把握しよう

自分の燃費を把握することは、燃費の無駄遣いを招きます。自分の燃費を把握することは、燃費の無駄遣いを招きます。自分の燃費を把握することは、燃費の無駄遣いを招きます。

3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進

改正省エネルギー法による省エネ対策の推進

運輸部門から排出されるCO₂削減に向け、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、特定輸送事業者に指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務付けられている。また、特定輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取組みについて、計画書及び定期報告書の提出が義務付けられています。

改正省エネルギー法に基づく管内特定輸送事業者数

平成 28 年 3 月 31 日現在

	貨物			旅客				計
	事業用トラック	自家用トラック	船舶	鉄道	バス	タクシー	船舶	
近畿	37	10	2	7	11	11	2	80
神戸	—	—	2	—	—	—	—	2

4. 節電に関する取り組み

節電の推進

現在定着している節電の取組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう節電の取り組みを推進します。

また、「電力需給に関する検討会合」の電力需給対策に基づき、関係団体・事業者等へ節電の協力要請を行います。

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染については、排出規制等の施策により改善傾向にあるが、大都市地域においては依然として厳しい状況にあり、その解消に向けた施策が求められています。

このような状況において、天然ガストラック・バス等の環境対応車導入や、「自動車NO_x・PM法」に基づく事業者の指導、街頭検査による整備不良車の排除等により、大気汚染の解消を図ります。

その他、船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として船舶検査等を実施します。

1. 環境対応トラック・バスの導入促進

普及啓発活動の推進

近畿スマートエコ・ロジ協議会の活動
（継続事業）

- ・環境対応車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等の実施
- ・環境対応車普及啓発活動の推進



近畿管内事業用天然ガストラック・バスの補助金申請件数

（単位：台）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
トラック	52	62	160	163
バス	4	0	3	3

注）トラックには特種車を含む

2. 自動車NO_x・PM法に基づく事業者指導の実施

自動車NO_x・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者課せられている自動車使用管理計画実績報告書の提出を促進するため、機会ある毎にNO_x・PM法の周知を行うとともに未提出事業者に対し督促による指導を強化します。

提出された自動車使用管理実績報告書を集計し、同報告書に記載されたデータにより、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用していきます。

自動車使用管理計画書

対象事業者：自動車NO_x・PM法の対策地域内に30台以上の自動車を使用する自動車運送事業者

内容：NO_x・PMの排出量の計算、低公害車導入、車両走行量の削減、排出量の目標・適正運転の実施等の計画

計画期間：4年間（毎年実績報告）

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車使用管理実績報告書の提出状況

(平成28年3月末現在)

	大阪府		兵庫県	
	対象事業者	提出事業者	対象事業者	提出事業者
バス	31	9	15	2
タクシー	166	22	81	12
トラック	571	11	259	7

自動車NO_x・PM法の改正（平成20年1月1日施行）

自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」）は、NO_xやPMによる大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものであります。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」）に指定し、自動車から排出されるNO_x及びPMの排出総量の削減に取り組んできました。これにより、大都市地域における自動車交通に起因するNO_x及びPMによる大気環境は改善傾向にあります。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にあります。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されています。そのため、自動車NO_x・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講じていきます。

局地汚染対策の概要

(1) 重点対策地区の指定

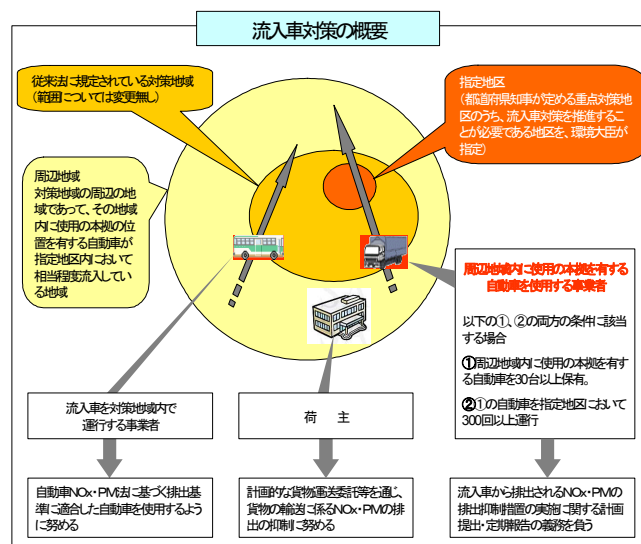
都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定。

(2) 重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

(3) 特定建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。



Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

3．街頭検査及び黒煙通報制度

(1) 街頭検査の実施

依然として、不正改造車が社会問題となっていることから自動車社会の秩序維持と安全の確保、環境の保全のため、平成28年度においても引き続き街頭検査を積極的に実施し、整備不良車や不正改造車の排除、撲滅に努めます。

特に、大気汚染問題への取り組みとして、ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査についても、積極的に取り組みます。



平成27年度街頭検査の実施結果

回 数	425 回(うち燃料検査回数 13 回)
検査台数	16,461 台(うち燃料検査台数 141 台)
整備命令交付台数	191 台(うち燃料検査台数 0 台)

平成27年度においても整備不良車及び不正改造車の排除のため街頭検査を積極的に実施し、検査目標台数13,800台に対して検査台数が16,461台（目標台数の19%増）であり、その1.1%が整備命令交付となりました。

街頭検査で実施する騒音、排ガス検査を通して、自動車使用者に対する大気汚染問題に係る意識の高揚及び、整備不良車や不正改造車の危険性について、指導、啓発を図りました。

(2) 迷惑黒煙通報制度の活用

近年のディーゼル排出ガス規制の強化等により、著しく黒煙を排出する車両は減少しているものの、依然として黒煙を排出している車両が見受けられることから、平成28年度においても、迷惑黒煙通報制度を活用して監視活動を実施し、著しく黒煙を排出している自動車の使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに車両の改善を促していきます。

<迷惑黒煙通報結果>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
通報件数	9 件	3 件	0 件
通知件数	9 件	5 件	0 件

Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

4．国道43号等の沿道における環境改善

国道43号等の沿道における公害問題の代表的な訴訟である「尼崎大気汚染公害訴訟」については、平成12年1月の神戸地裁判決を受けて、同年12月に和解しました。その後、大型車の交通の転換が図られていないなど和解条項不履行として平成14年10月にあっせん申請がなされ、平成15年6月に、①大型車の交通量低減のための調査、②環境ロードプライシングの試行内容の充実、③大型車交通規制の可否の検討要請、を実施することなどを内容とするあっせんが成立しました。

その後、平成24年3月に、大型車に中央分離帯寄りの車線走行を促す独自ルールの新設が合意されました。

近畿運輸局としては、国道43号等の沿道における環境改善を図るため、CNGトラック・バス等の導入促進、NO_x・PM法に基づく事業者指導等とともに、以下の取り組みを実施します。



(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施

近年の排出ガス規制の強化及び大阪府、兵庫県のNO_x・PM規制不適合車流入規制等の効果により、国道43号線尼崎地区の交通環境はかなり改善されてきているものの、依然黒煙を排出している車両が見受けられるので、平成27年度においても更なる環境改善に向け、関係行政機関と協力のもと「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」を積極的に推進し更なる環境改善を図りました。



平成27年度尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン街頭検査実施結果

実施回数 8回

検査台数 84台(うち黒煙検査 84台、不正軽油検査 84台)

整備命令 1台(うち黒煙関係 0台、不正軽油(警告) 0台)

今年度も毎月2回の街頭検査を計画し、ディーゼル黒煙及び不正軽油等の検査を行い、今後も尼崎地区排ガスクリーンキャンペーンを推進し、更なる環境改善を図っていく必要があります。

関係行政機関等と連携して「国道４３号・阪神高速神戸線における大気汚染改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を展開し、トラック事業者・団体に対し阪神高速湾岸線への迂回を要請していきます。

トラック事業者や荷主企業等への継続的な要請活動により、国道43号周辺の環境改善に向けて迂回通行への認識が徐々に深まっていますが、引き続き取り組みが必要です。



我が国に寄港する外国船に対するポートステートコントロール（P S C）において、海洋汚染防止条約に基づき次の項目に関し検査を実施しています。

- ①窒素酸化物、硫黄酸化物等の大気汚染物質に関する規制
- ②船舶発生油焼却等による大気汚染防止設備
- ③船舶の排出ガスによる大気汚染対策としての機関維持管理
- ④オゾン層破壊物質を含む設備
- ⑤燃料油に含まれる硫黄分等の規制

また、内航船等に対しては、オゾン層破壊物質を含む設備の立入検査を実施しています。

平成27年度内航船等立入検査実績は、90隻(近畿運輸局48隻、神戸運輸監理部42隻)です。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生抑制や資源の再使用、再利用を進め、資源循環の環境を形成することが重要であるため、自動車リサイクル、FRP船リサイクルを推進するとともに、環境負荷低減型の静脈物流システムの構築を目指し、国の関係機関、地方自治体との連携・協力を図りながら、以下の対策に重点的に取り組みます。

1. 自動車リサイクルの円滑な推進

(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施

自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めてきたところであるが、本年度においても、引き続き永久抹消登録及び解体届出に伴う自動車重量税還付金が迅速かつ確実に所有者等に還付されるよう関係機関と連絡を密にします。

自動車リサイクル法

(「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」平成14年7月公布、同17年1月1日施行)

概 要

- ・自動車製造業者を中心とした関係者の役割分担
- ・自動車所有者のリサイクル料金の負担
- ・電子マニフェスト（移動報告）制度の導入による情報管理システムの構築

道路運送車両法の改正（平成14年7月公布、同17年1月1日から施行）

概 要

- ・登録自動車の永久抹消登録（法第15条）及び一時抹消後の解体届出（法第16条）は、自動車リサイクル法の使用済み自動車の処理状況を報告した「移動報告（電子マニフェスト）」の情報により適正な解体処理が確認されたものについて行います。

(2) 自動車整備事業者における対応

自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進

「環境に優しい自動車関連事業推進協議会」と連携して、環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度を活用することにより、整備時におけるリサイクル部品の積極的な利用を促していきます。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

2. FRP船リサイクル



FRP船リサイクルの推進

関西地区廃船処理協議会では、地方自治体が沈廃船を処理する際に、本リサイクルシステムを活用してもらえよう、引き続き要望を聞き、意見交換を図ります。

また、一般ユーザーに対する本リサイクルシステムの周知広報のためにも、今後とも地方自治体にHPや広報誌への掲載等を依頼していきます。

さらに、一般ボートユーザーが利用するマリーナ等に対しても、周知広報活動の協力を依頼していきます。

管内各海の駅の案内所でFRP船リサイクルシステムに関するパンフレット等の配布を依頼していきます。

〔※FRP船：繊維強化プラスチックを構造用材料とした船舶。
素材の分離が困難であるため、一般にリサイクルや廃棄処分が難しい。〕



IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

海洋汚染の防止については、国内はもちろんのこと、各国が協調して取り組むことにより、十分な効果が期待できるものであり、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や国際条約（海洋汚染防止条約）に基づいた規制がなされています。

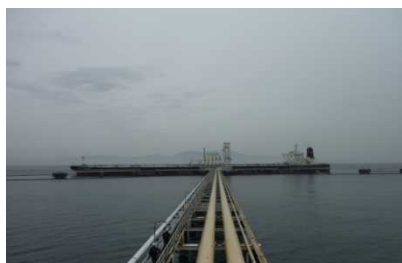
近年、タンカーによる大規模な油流出による海洋汚染事故は世界的な環境問題となっており、海洋環境の保全をより一層確実にするため、国際条約の改正によりタンカーのダブルハル（二重船殻）化の早期導入など、対策が推し進められ、また、放置座礁船対策として入港する外航船舶にP I 保険の加入を義務付けているところであるが、海洋環境に係わる諸問題の解決に向けて以下の対策を重点的に取り組みます。

1. 海洋汚染問題への取り組み

① 外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化

油及び有害液体物質の汚染対策としては、海難事故等により海洋環境に重大な影響を与えるタンカー、危険物ばら積み船をはじめ、事故を引き起こす確率の高い老朽船及び欠陥船に重点をおいた立入検査を行います。また、船舶からの糞尿及び生活ゴミ等の廃棄物の処理に加えて、有機スズ系塗料の使用に関する海洋汚染対策の強化を図ります。

平成 27 年度実施隻数 898 隻（近畿運輸局 475 隻、神戸運輸監理部 423 隻）



② 海洋汚染防止設備の立入検査の実施

内航船等に立ち入り、海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び、廃油の処理・管理状況の検査を実施します。

平成 27 年度海洋汚染防止設備の立入検査隻数

90 隻（近畿運輸局 48 隻、神戸運輸監理部 42 隻）

③ 廃油処理事業者への指導

船舶運航に伴い生じた廃油を処理する廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導します。

平成 27 年度廃油処理事業者への立入検査件数

15 者（近畿運輸局 10 者、神戸運輸監理部 5 者）

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

④ 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。

平成 27 年度受講者数：18 名（修了者 16 名）



⑤ 入港外航船舶への P I 保険加入状況の確認及び立入検査等の実施

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、我が国に入港する総トン数 100 トン以上の外航船舶には、P I 保険の加入が義務づけられています。

このため、管内に入港する外航船舶に対しては、港湾管理者、海上保安部等と連携を密にし、船主に対して責任の履行及び海洋汚染防止対策について引き続き指導の強化を図ります。

平成 27 年度立入検査

・ 立入隻数	899 隻（近畿運輸局 483 隻、神戸運輸監理部 416 隻）
・ 命令発出隻数	1 隻（近畿運輸局 1 隻、神戸運輸監理部 0 隻）
（内訳）	
航行停止命令	0 隻（近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 0 隻）
保障契約締結命令	0 隻（近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 0 隻）
証明書等備置命令	1 隻（近畿運輸局 1 隻、神戸運輸監理部 0 隻）

2. プレジャーボート関係利用環境対策

プレジャーボート等の水域利用の適正化に向けた取組みとして、引き続き関西舟艇利用振興対策連絡会議の充実を図り、関係者との意見・情報交換を深めると共に必要な対応の検討を進めます。

また、環境汚染の原因ともなり得る放置艇に関し、引き続き情報の取得等に努め、関係者と連携し問題解消へ向けて活動を行っていきます。

さらに、マリンレジャー愛好者が集まるイベントにおいても、引き続き、水域利用適正化・マナー向上等の啓発活動を行っていきます。

お問い合わせ先

【近畿運輸局交通政策部 環境・物流課】

〒540-8558

大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電 話 06(6949)6410

FAX 06(6949)6169

ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

【神戸運輸監理部総務企画部 企画課】

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎

電 話 078(321)3145

FAX 078(321)3474

ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/>